定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月五日

岡山県井原市上出部町四三一番地の三

井原精機株式会社

代表取締役　上野　和彦

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十二月八日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月五日

東京都目黒区自由が丘一丁目二九番四号

株式会社イケダ

代表取締役　池田　善次

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である冨田健二が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年十一月五日

神奈川県鎌倉市高野二六番地一

eBase Solutions, Inc.

日本における代表者　冨田　健二

限定承認公告

本籍東京都世田谷区上馬五丁目一九番、最後の住所東京都渋谷区神南一丁目八番一八―五〇五号

被相続人　亡　豊村　薫

右被相続人は令和八年八月二十五日死亡し、その相続人は令和八年十月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都目黒区柿の木坂二丁目七番二二号

限定承認者　西原　鮎美

限定承認公告

本籍新潟県新潟市東区小金町二丁目二番、最後の住所新潟市東区小金町二丁目二番五号

被相続人　亡　西　清和

右被相続人は令和八年七月二十二日死亡し、その相続人は令和八年十月十九日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

新潟県新潟市東区小金町二丁目二番五号

限定承認者　西　愛子

限定承認公告

本籍静岡県静岡市葵区北安東二丁目四六三番地一、最後の住所愛知県名古屋市西区中小田井二丁目九八番地特別養護老人ホーム庄内の里

被相続人　亡　山本二三男

右被相続人は令和八年一月五日死亡し、その相続人は令和八年十月二十三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

静岡県静岡市清水区鳥坂一六三三番地の一

プレミールＭ二〇四号

限定承認者　木村富美男

株式等売渡請求につき通知公告

当社の特別支配株主より株式売渡請求があり、当社はこれを承認いたしましたので、公告します。

一、特別支配株主の氏名又は名称及び住所

片岡　修一（住所、大阪府堺市北区新金岡町四丁七番五二号）

一、特別支配株主は売渡株主に対して、売渡株式の対価として、その保有する株式一株につき金一円の割合をもって金銭を割当交付します。

一、売渡価格の算定は、令和八年一月決算貸借対照表にもとづく総資産の額より算定しました。

一、対価支払方法は、売渡株主の指定する銀行口座に振り込みをもって支払います。但し、株式の取得日までに株主からの申出がない場合は供託に付します。

一、売渡株式の取得日は令和八年十二月十日とします。

令和八年十一月五日

大阪市平野区背戸口二丁目九番二六号

株式会社たちばなや

代表取締役　片岡　修一

合併公告及び組織変更公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

また、甲はこの合併の効力発生を停止条件として合同会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号はリソーシズパートナーズ合同会社とします。

この合併及び組織変更の効力発生日は令和九年一月一日です。

この合併又は組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十六日

掲載頁　一九六頁（号外第一四二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十六日

掲載頁　一二五頁（号外第一四二号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十二日

掲載頁　九十六頁（号外第一三六号）

令和八年十一月五日

横浜市中区桜木町一丁目一番地八

（甲）ＥＮＥＯＳ不動産株式会社

代表取締役　山本　大治

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

（乙）ＥＮＥＯＳ総研株式会社

代表取締役　山本　大治

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号

（丙）ＥＮＥＯＳキャリアサポート株式会社

代表取締役　山本　大治

債権申出の公告

当社は、平成十八年七月十四日午後五時大阪地方裁判所の破産手続開始の決定により解散し、平成十八年十一月十五日大阪地方裁判所の費用不足による破産手続廃止の決定が確定しましたが、残余財産の清算のため、令和八年二月九日、神戸地方裁判所（令和六年（ヒ）第二十一号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

神戸市中央区元町通二丁目九番一号―六〇一Ａ

島産業株式会社

代表清算人　弁護士　米田　耕士

連絡先　神戸市中央区多聞通二丁目一番七号法友会館四階　多聞法律事務所

債権申出の公告（第三回）

当社規約型企業年金は、令和八年九月三十日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、第一回公告掲載（令和八年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都八王子市滝山町二丁目三五一番地

株式会社スーパーアルプス

規約型確定給付企業年金清算人　榎本太一郎

訂正公告

令和八年十月十六日（号外第二二八号一七四頁）掲載の国立大学法人東京学芸大学令和七事業年度財務諸表に関する公告中、「学長　國分　充」とあるは「学長　佐々木幸寿」につき訂正します。

令和八年十一月五日

東京都小金井市貫井北町四丁目一番一号

国立大学法人東京学芸大学

学長　佐々木幸寿

正誤

ページ	段	行	誤	正
二〇五	上	九～一〇	及び同条中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、同条中「地方環境局」を「地方環境事務所」に、「地方環境局」については「地方環境局」に、	

（原稿誤り）